

## 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和12年3月31日までの9年間

2 内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図る

<対策>

- ・令和3年 4月 育児休業に関する規定を整備する。
- ・令和3年 6月 周知に向けて、社員研修を行う。
- ・令和4年 3月 社員に再度周知を図る。
- ・令和5年 3月 社員に再度周知を図る。

目標2 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度を導入する

<対策>

- ・令和3年 4月 子どもの看護のための休暇を連続しない時間単位での取得ができる制度を整備し、ポスター掲示等で社員に周知させる。
- ・令和4年 3月 社員に再度周知を図る。
- ・令和5年 3月 社員に再度周知を図る。

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年 8月 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年11月 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知を図る。
- ・令和7年 5月 社員に再度周知を図る。